

## 近森病院における信仰上の理由による輸血拒否患者に関するガイドライン

当ガイドラインは、「宗教的輸血拒否に関する合同委員会によるガイドライン」に基き、信仰上の理由により輸血を拒否する患者の治療に関して、治療現場での混乱をなくし、治療者の不安や負担を軽減するために、当院としての対応の指針を定めるものである。

### 【基本方針】

1. 患者の生命を維持するとともに、患者の意思を尊重してなるべく無輸血にて治療を行う。「輸血拒否と免責に関する証明書」（以下、「免責書」）が提出された場合、輸血は行わない。
2. 患者・家族に対しては十分に説明し、必要な書類を作成、保存する。無輸血治療を行う場合は、十分な説明・同意の上で積極的に輸血代替療法を行い、必要なら保険診療外の対応（病院負担）も行う。
3. 関連各科と連携し、できるだけ複数医にて検討し、最終判断は治療を直接担当する医師が行う。輸血拒否患者の治療を行うか行わないかは担当医が決定し、どのような判断、治療行為を行っても、そのことにより担当医はいかなる不利益もこうむらず、全責任は院長が負う。

### [A] 具体的方針

- 1) 当事者が 18 歳以上で医療に関する自己決定能力または輸血拒否カードがあると判断される場合
  - (1) 医療側が無輸血治療が可能と判断した場合  
当事者は、医療側に本人署名の「免責書」を提出する。
  - (2) 医療側は無輸血治療が難しいと判断した場合  
医療側は、当事者に早めに転院を勧告する。
- 2) 当事者が 18 歳未満、または医療に関する自己決定能力または輸血拒否カードがないと判断される場合
  - (1) 当事者が 15 歳以上で医療に関する判断能力または輸血拒否カードがある場合
    - ① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合  
当事者は輸血同意書を提出し、必要であれば輸血を行う。
    - ② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合  
親権者から輸血同意書を提出してもらい、必要であれば輸血を行う。
    - ③ 親権者と当事者の両者が輸血を拒否する場合  
18 歳以上に準ずる。
  - (2) 当事者が 15 歳未満、または医療に関する判断能力または輸血拒否カードがない場合
    - ① 親権者の双方が拒否する場合  
医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相

談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の輸血同意書を提出してもらい、必要であれば輸血を行う。

3) 輸血同意書・免責書のフローチャート

当事者と親権者が輸血同意、拒否の場合に医療側が行うべき手順のフローチャートを図1に示す。

[B] 緊急時の対応

緊急時で転院の余裕がない場合や転院先のない場合で、当院で治療せざるを得ない場合

(1) 治療を直接行う担当医が輸血拒否患者の治療を行えない場合

① 手術、処置は、原則的にお断りする。

② 治療は院長が全責任を負う主治医となり、その指示のもとでガイドラインに基き担当医が治療を行う。

(2) 治療を直接行う担当医が無輸血治療が可能と判断した場合

患者の生命を維持しつつ、患者の意思を尊重して無輸血にて治療を行う。

当事者は、医療側に本人署名の「免責書」を提出する。

ガイドラインで輸血が可能なケースにおいても可及的に無輸血で治療し、死の危険性がある場合にのみ輸血を行う。

[C] 手術・検査・処置等の場合

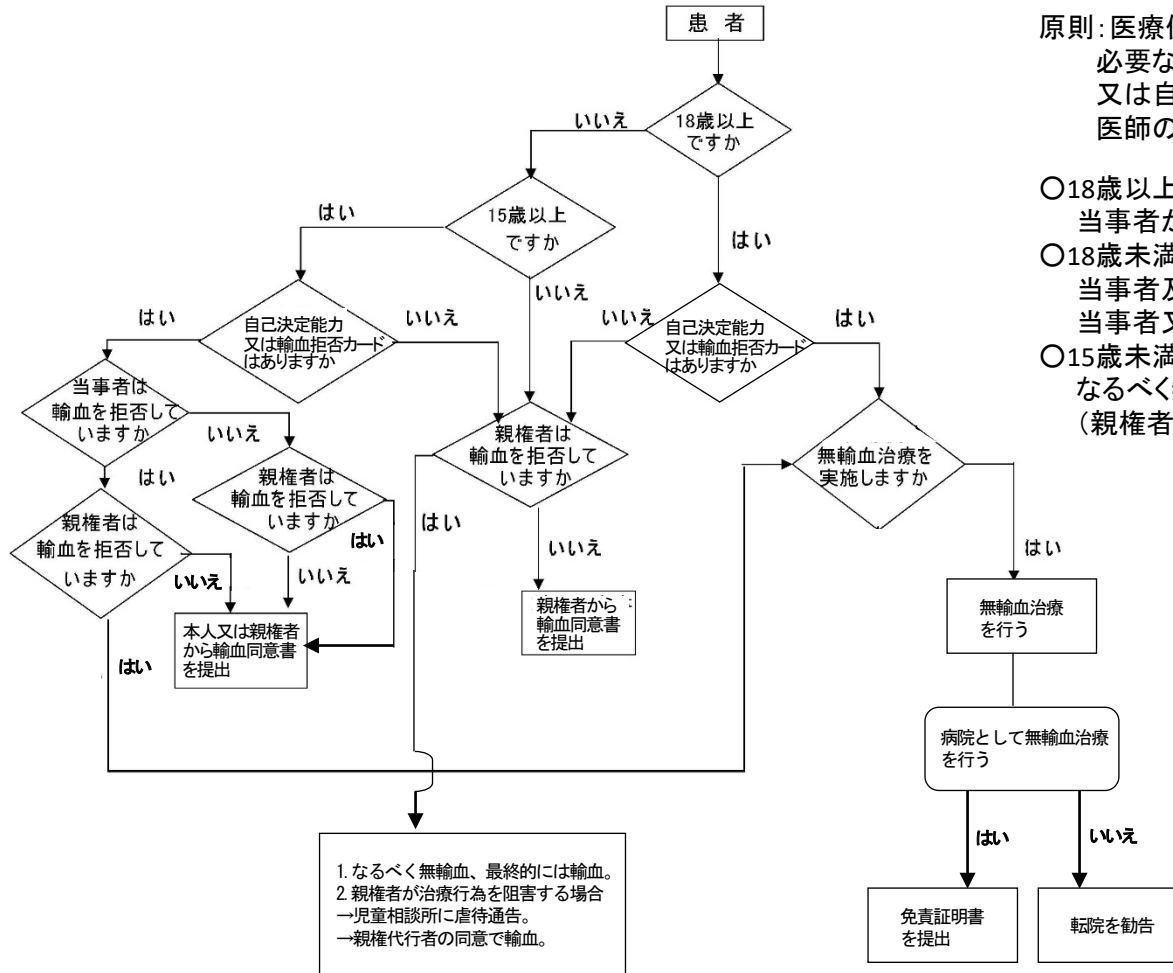
輸血の可能性・必要性、無輸血の場合の合併症などの他に、代替療法の可能性とその限界についても十分説明する。具体的には [A] [B] 項に沿って判断する。

2010.1.1 更新

2023.4.26 更新

2023.9.27 更新

図1 未成年者における輸血同意と拒否のフローチャート



原則：医療側はなるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合は輸血同意書があるか、当事者が15歳未満又は自己決定能力、または輸血拒否カードのない場合は医師の判断で輸血を行う。

- 18歳以上は自己決定能力あれば  
当事者が輸血を拒否すれば親権者の意向に関係なく無輸血治療。
- 18歳未満～15歳以上は自己決定能力あれば  
当事者及び親権者が輸血を拒否すれば無輸血治療。  
当事者又は親権者から輸血同意書の提出あれば輸血を行う。
- 15歳未満又は自己決定能力のない場合は  
なるべく無輸血、最終的に輸血が必要になれば輸血を行う。  
(親権者から輸血同意書の提出があれば輸血を行う。)